

平成25年6月17日

東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

委員長 寺 町 東 子 殿

第一東京弁護士会成年後見に関する委員会

委員長 若 江 健 雄 殿

第二東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会

委員長 八 杖 友 一 殿

東京家庭裁判所（後見センター）判事 小 西 洋

弁護士後見人等の選任・監督の一層の適正化の方策について（周知依頼）
家庭裁判所には、後見人等として適任者を選任するとともに、一度選任した後であっても、不適任者とうかがわれる場合には、辞任を促したり、解任等したりするべき権限と責任があります。

一方、各委員会におかれては、会員のうち一定の要件を満たす者を、後見人等候補者として名簿に登載しているものと承知しています。

後見センターとしましては、一層の適正な選任、監督を図るため、平成25年6月1日から、名簿非登載弁護士を後見人等候補者とした場合、原則として、その者を選任しない扱いとしました。なお、補足説明は下記のとおりです。

併せて、弁護士を後見人等（監督人である場合を除く。）として選任した場合の報酬付与の申立て又は後見事務報告書の提出については、今後、1年毎の期限管理とし徹底強化していくこととしております。

以上の点について、会員の方々への周知をお願いします。

記

- 1 この扱いは、申立人推薦の候補者の案件に関するものです。したがって、

家庭裁判所から就任依頼のある案件については、名簿登載の有無は問いません。

- 2 この扱いは、6月1日以降に後見人等選任審判がなされる事件に関するものです。したがって、同日より前に後見人等選任審判がなされた事件に関するものではありません。
- 3 経過措置として、平成25年12月末までに名簿登載の予定がある者は、その旨、上申すれば名簿登載者として扱います。なお、名簿登載の可否が判明した際に速やかに連絡してください。
- 4 この扱いの趣旨からは、前項の場合で名簿登載が実際になされなかった場合や、後見人等就任後においても、名簿非登載となった場合には、必要に応じて、監督人が付されるなどの監督がなされる可能性があります。
- 5 この扱いは、事案に応じた例外を認めるものです。

以上